

total IDシステム利用規約

total IDシステム利用規約（以下、「本規約」といいます）は、利用団体、管理者及びユーザーが、total IDシステムというマイアセス及び製品等において共通のアカウントを発行・管理するためのシステムを利用する際の条件を定めるものです。なお、本規約で使用する用語については第4条（用語の定義）をご確認ください。

第1条（本規約による提供）

1. 東京書籍株式会社（以下、「当社」といいます）は、total IDシステム利用規約を定め、これにより本システムを提供します。
2. 本システムに係る利用団体、管理者及びユーザーは、本規約を誠実に遵守するものとします。
3. 当社と利用団体間で合意した個別の合意内容（以下、「合意等」といいます）がある場合において、利用団体が本システムを利用する際には、本規約に加えてその合意等が適用されるものとします。
4. 本規約と合意等が異なる場合は、後者の定めが優先して適用されるものとします。ただし、この場合であっても後者の条項に規定の無い事項については本規約の条項が適用されるものとします。
5. 本規約は、本システムを利用する利用団体、管理者、ユーザー全てに対して適用されます。

第2条（適用開始）

利用団体は、本システムの利用を開始した時点で、本規約のすべての条項に同意したものとみなされます。また、使用し始めた時点で、利用団体と当社間の本規約に基づく利用契約（以下、「本契約」といいます）が成立します。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、民法548条の4の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。その変更を行うときは、その変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上 (<https://www.tokyo-shoseki.co.jp/>)への掲載その他の適切な方法により周知します。
2. 本規約の変更の効力が発生した後、利用団体が、特段の申し出なく、本システムを利用したとき、その他その変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第4条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の用語の意味で使用します。

用語：本システム

意味：total IDシステムという名称の、マイアセス及び製品等に共通のアカウントを発行・管理し、マイアセス及び製品等へのログイン認証を行うためのシステム

用語：マイアセス

意味：マイアセスという名称の、当社がインターネットを介してオンラインで提供する教育・学習支援ポータルサイトのサービス全般

用語：製品等

意味：当社又は第三者がマイアセスを通じて提供するICT教材及びサービス全般

用語：total ID

意味：本システム上の利用者を識別するために用いられる符号

用語：利用団体

意味：教育委員会や学校等の教育機関をいい、本システムに係る契約当事者となる団体

用語：管理者

意味：当社又は利用団体から固有のtotal IDのアカウントを発行され、total ID管理サイトにログインするための権限を与えられた者

用語：ユーザー

意味：管理者から固有のtotal IDのアカウントを発行された、利用団体の教職員並びに児童生徒

用語：total ID保有者

意味：本システムを使用するための固有のtotal IDを付与された利用団体、管理者及びユーザー

用語：ライセンス管理

意味：利用団体が傘下となる学校の管理者に対し、製品等の配分を調整すること

用語：サービス管理

意味：管理者がユーザーに対し、製品等の配分を調整すること

用語：二次利用

意味：利用団体が、本システム、コンテンツ及び製品等に関する著作物を、当社が提供した本来の様態以外の方法で利用すること

第5条（申込みと承諾）

1. 当社に対して本システムの利用申込みを行った利用団体に対し、当社は、本システムの利用に必要となる利用団体独自のURLを発行し利用団体に通知します。
2. 前項のURLを用いて本規約に同意した利用団体に対して、当社は本システムの利用を許諾します。

第6条（届出事項の変更）

利用団体は、利用申込みの際又はその後、当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。利用団体がその届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社はその責を負わないものとします。

第7条（利用団体に対する通知）

利用団体に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 利用団体が利用申込みの際又はその後当社に届け出た利用団体の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、利用団体の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 利用団体が利用申込みの際又はその後当社に届け出た利用団体の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が利用団体の住所に到達した時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) 前各号の方法のほか、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、その通知の中で当社が指定した時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。

第8条（利用団体及び管理者の権利・義務）

1. 本システムの利用許諾期間は、第5条（申込みと承諾）第2項における本システムの利用について利用が許諾された日から、本契約が終了した日又は本システムが終了した日までの期間とします。
2. 利用団体及び管理者は、新たに管理者を設定することができます。
3. 利用団体は、管理者及びユーザーに対し本規約に従って本システムを利用させる義務を負います。また、管理者又はユーザーが本規約に違反した場合の責任は利用団体はその全てを負うものとします。
4. 利用団体は、本システムを利用するために当社の定める必要な情報を提供し、本システムを利用するための手続きを行わなければいけません。
5. 利用団体は、本システムに係るURLを管理する責任を負うものとし、total IDとそれに紐づくパスワード及びURLの内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。
6. 利用団体は、本システムにおけるライセンス管理についてすべて利用団体の責任において行うものとします。当社は利用団体の行うライセンス管理について責任を負いません。
7. ユーザーや他の管理者に対するサービス管理はすべて利用団体及び管理者の責任において行ってください。当社は利用団体及び管理者の行うサービス管理について責任を負わないものとします。
8. 利用団体及び管理者は、ユーザーのアカウント登録（以下、「アカウント登録」といいます）に際して、以下の条件を守って下さい。
 - (1) 本システム上のアカウント登録専用ページの入力欄に、ユーザーに関する真実かつ正確なデータを入力し、アカウント登録を行って下さい。
 - (2) アカウント登録時にメールアドレスを登録する際は、ユーザー本人が保有するメールアドレスをご登録下さい。学校、ご家族等、複数の人によってメールアドレスを共用されてい

る場合においては、その共有者の総意でそのユーザーにそのメールアドレスでのアカウント登録を認める場合に限り、そのメールアドレスでのアカウント登録を認めるものとします。ただし、この場合も、本システムの利用についてはアカウント登録者となるユーザーご自身に限定するものとします。

(3)(1)の入力事項に変更があった場合、管理者は速やかに登録内容の変更を行って下さい。

9. ユーザーのアカウント登録や登録後の転校・進学・除籍等の管理はすべて利用団体及び管理者の責任において行ってください。当社は利用団体及び管理者の行う転校・進学・除籍等の管理について責任を負いません。
10. 本システムにおける利用団体と当社側の責任の境界については、別途定める責任共有モデルに基づくものとします。

第9条（total ID保有者の責任）

total ID保有者は、各自のtotal ID及びtotal IDに紐づくパスワードその他の本システムを利用する認証情報を自己の責任において管理するものとします。当社は、total IDによるログイン及びそのログイン後の利用を確認した場合、そのtotal IDを保有する利用団体、管理者又はユーザーによる利用があったものとみなします。当社は、盗用、不正利用その他の事情によりtotal IDが第三者により利用された場合であっても、それにより生じた損害について責任を負わないものとします。

第10条（情報の削除）

1. 当社は、本システム、マイアセス及び製品等を利用して利用団体、管理者又はユーザーが登録し、又は作成した入力データ（以下、「入力データ」といいます）が、以下の事項に該当すると判断した場合、利用団体に通知するとともに、その情報又は文章等を削除することができるものとします。ただし、当社は入力データを監視する義務を負うものではありません。
 - (1) 本システムの保守管理上削除する必要があると当社が判断した場合
 - (2) 登録、提供された情報又は文章等の容量が所定の記録容量を超過した場合
 - (3) その他、不適切な文章である等、当社が削除の必要があると判断した場合
2. 当社は、本契約が終了したときに入力データを削除することがあります。この場合において、当社は、利用団体、管理者、ユーザー又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

第11条（権利義務の譲渡禁止）

利用団体、管理者及びユーザーは、本システムに関する利用団体、管理者又はユーザーとしての地位及びその地位に基づく権利義務を、当社があらかじめ書面により承諾した場合を除き、第三者に貸出、委託、譲渡、承継、配布（Webサイトにアップロードする等）、販売、再利用権の許諾又は移転若しくは担保に供してはならないものとします。

第12条（禁止事項）

利用団体及びtotal ID保有者は本システムに関して次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (3) 本システムによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (4) 本システムの画面等を、授業を受ける者等に対して、プロジェクターや電子黒板等の提示装置を用いてtotal ID保有者以外の第三者へ提示する行為。
- (5) 本システムの提供に係る設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為。
- (6) 第三者の設備又は本システム用設備（当社又は共同事業者が本システムを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器及び製品等をいい、以下同様とします）は無権限でアクセスし、又はその利用もしくは運営に支障を与える行為もしくは与えるおそれのある行為。
- (7) 本システム、total IDシステム、製品等について、リバースエンジニアリング、アセンブル、逆アセンブル、コンパイルもしくは逆コンパイルをする、又は本システムの提供もしくは本システムへのアクセスに用いられるソースコードを発見する及び再現する行為。
- (8) 第三者になりすまして本システムを利用する行為。
- (9) 有害なプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為。
- (10) 第三者に対し、無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、又は嫌悪感を抱くもしくはそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (11) 第三者のメール受信を妨害する行為。連鎖的メール転送を依頼する行為及びその依頼に応じて転送する行為。
- (12) 本システムの信用を毀損する等、運営を妨げるような行為、並びに、他のサービス利用者、その他第三者又は当社に損害を与えるような行為。
- (13) 上記各号の他、法令、本規約又は公序良俗に違反する行為、当社の信用を毀損し、又は当社の財産を侵害する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (14) 上記各号のいずれかに該当する行為を閲覧することができるホームページ等へのリンクを張る行為。
- (15) 上記各号に準ずるものと当社が判断した行為。
- (16) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為。

第13条（本システムの変更）

当社は、利用団体、管理者及びユーザーに事前に通知することなく、本システムの全部又は一部を変更することができるものとします。ただし、本システムの全部又は一部の変更に伴い、利用団体、管理者及びユーザーに不利益や損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条（本システムの中断）

1. 当社は、次の場合には本システムの全部又は一部を中断することができるものとします。
 - (1) サーバシステムのメンテナンス等、本システムの提供に係る設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。

- (2)天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (3)本システムが正常に動作せず、本システムを継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - (4)法令等に基づく強制的な処分により本システムを提供することが著しく困難となったとき。
 - (5)本システムの提供に係る設備を不正アクセス行為から防御するために必要なとき。
2. 当社は、前項の規定により本システムの提供を中断するときは、あらかじめtotal ID保有者にその旨を通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではありません。
 3. 本システムの全部又は一部の中断に伴い、利用団体、管理者及びユーザーに不利益や損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第15条（本システムの終了）

1. 当社は、利用団体、管理者及びユーザーに事前に通知することなく、本システムの全部又は一部を終了することができるものとします。ただし、当社が本システムの全部を終了する場合には、利用団体、管理者及びユーザーに対し、緊急その他やむを得ない場合を除き終了日の1ヶ月前までに当社の定める方法で通知するものとします。
2. 本システムの全部又は一部を終了に伴い、利用団体、管理者及びユーザーに不利益や損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第16条（利用団体が行う本契約の解約）

1. 利用団体は、当社所定の退会手続により、いつでも本システムの利用を終了させることができます。
2. 前項の退会手続が完了した場合又は事由のいかんを問わず本契約が終了した場合、利用団体、管理者及びユーザーは、total ID及び本システム並びに本システムと連動して利用するマイアセス及び製品等を即時に一切利用できなくなります。その時点において利用団体、管理者及びユーザーが本システムに関連して有していた権利は全て消滅し、利用団体、管理者及びユーザーは、当社に対して何ら請求を行えません。

第17条（本契約の解除）

当社は、下記の場合、利用団体、管理者及びユーザーへの事前通知を行うことなくその者への本システムの全部又は一部の利用停止・終了、発行したtotal IDの抹消、入力データの削除、登録アカウント情報の削除、損害賠償請求等の必要な対応（法的措置を含みますが、これに限られません）を行うことがあります。なお、その対応の結果、利用団体、管理者又はユーザーに損害や不利益が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1)利用団体、管理者又はユーザーの利用が本規約又はマイアセス若しくは製品等の利用規約や注意等に違反すると当社が判断する場合又はそのおそれがあると当社が判断する場合
- (2)利用団体及び管理者のtotal IDについて24ヶ月間以上本システム上の利用が一度も利用されていないことが確認された場合
- (3)利用団体及び管理者が管理するユーザーが存在しなくなった場合

13. 当社は、本システムの提供に先立ちコンピュータウイルスチェックを行っておりますが、利用団体、管理者又はユーザーが本システムの利用によりコンピュータウイルスに感染しないことを保証するものではありません。万一利用団体、管理者又はユーザーが本システムを利用してコンピュータウイルスに感染したことによって損害を被った場合でも当社はその賠償責任等一切の責任を負うものではありません。
14. 当社は、本システム発売後に新たに発売・配信・更新された動作環境によって発生した不具合に対応する義務はないものとします。動作環境は随時最新のものを明示し、本システムの更新が行われた場合は、当社Webサイトにて公開するものとします。
15. 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大の範囲にて当社は免責されます。
16. 強行法規等により当社が責任を負う場合であっても、当社の責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。

第19条（非保証）

1. 本規約に明示的に規定されている場合を除き、本システムが利用団体の利用目的に適切又は有用であること、利用団体、管理者及びユーザーの期待通りの品質・効用を有することを保証するものではありません。
2. 当社は、明示又は黙示を問わず、本システムについての保証（本システムの通信速度、レスポンス、正確性、完全性、有効性を含みますがこれらに限定されないものとします）を行うものではありません。
3. 当社は、当社に定める動作環境以外では動作保証を致しません。

第20条（損害賠償）

利用団体、管理者及びユーザーの本規約に違反する行為によって、当社又は第三者が損害を被った場合、利用団体は、自己の責任と費用をもって、その損害の一切を賠償するものとします。

第21条（権利帰属）

1. 当社が提供する本システムの著作権法上の権利は、当社又は当社に使用权を与える第三者に帰属します。本システムの利用の許諾はその著作権を譲渡するものではありません。
2. 当社は、本システム、マイアセス及び製品等の利用について利用団体、管理者及びユーザーへ許諾する正当な権利を保有又は第三者より許諾を受けていることを保証します。
3. 利用団体は、本規約に定める規定によって許諾された範囲内に於いて利用する場合以外に、本システムの全体または一部を利用、複製及び配信することはできません。
4. 本システムに含まれる一切の商標、サービスマーク、ロゴ等は当社の登録商標又は商標です。利用団体は、これらを自らの本システムの利用以外の目的で利用することはできません。
5. 利用団体は、前2項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

6. 本システムの提供に関連して、当社が利用団体に貸与又は提示する資料、ソフトウェア等のプログラム又は物品に関する所有権、著作権及びそれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。
7. 入力データに関する著作権を含む知的財産権は、利用団体、管理者及びユーザーに帰属するものとします。入力データを送信した時点で、当社又は当社が本システムを提供するにあたり協力を得ている第三者が、本システム、マイアセス及び製品等の改善や利用状況の分析のために入力データを利用することを承諾するものとします。
8. 本システム、マイアセス及び製品等を利用して出力するデータ及び派生データの所有権、著作権を含む知的財産権は、当社又は当社が本システムに提供するにあたり協力を得ている第三者に帰属するものとします。
9. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第22条（著作物の二次利用）

1. 本システム、マイアセス及び製品等に関する著作物の二次利用については、個別に当社または著作権者との合意が必要です。また、入力データについても、二次利用する場合は、個別に当社または著作権者との合意を得なければならないものとします。
2. 著作権法第35条に基づく二次利用については、利用団体は前項に示す合意を得ずに利用することができます（別紙「著作権法第35条について」参照）。

第23条（本システムの内容）

本システムの内容の詳細は別途当社より利用団体へ提示するSLA、提案書及びご利用マニュアル等によるものとします。また、セキュリティに関する内容はホワイトペーパーによるものとします。

第24条（個人情報等の取扱い）

1. 本システム、マイアセス及び製品等の提供にあたり、当社又は第三者が取得する個人情報については当社が定めるプライバシーポリシー（<https://www.tokyo-shoseki.co.jp/privacy.html>）に従い取り扱うものとします。
2. 利用団体及び管理者は、ユーザーに本システム、マイアセス及び製品等を利用させる目的で、利用団体又は管理者が提供したユーザーの個人情報を当社が取得し、使用することについてあらかじめユーザーの同意を得るものとします。
3. 当社は、利用団体、管理者及びユーザーが本システム及び製品等の利用を停止したとしても、別途当社が定める手続きに従って当社がtotal IDを抹消しない限り、利用団体、管理者及びユーザーの個人情報を必要とする合理的期間内においてその個人情報を保有し利用し続けることができるものとし、利用団体、管理者及びユーザーは、これをあらかじめ同意するものとします。
4. 利用団体は、利用団体、管理者及びユーザーが入力したデータが、当社が本システムを提供するにあたり協力を得ている第三者のサーバシステムに転送、保存されることに同意するものとします。
5. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第25条（属性情報・行動履歴の取得及び利用）

1. 当社は、利用団体、管理者及びユーザーにより本システム、マイアセス及び製品等の利用を通じて提供された学年や性別等の属性情報及び本システムにおける利用団体、管理者及びユーザーの行動履歴を取得し、本システムの提供に必要な範囲で利用すること、及び本契約の有効期間にかかわらずその属性情報・その行動履歴に基づき作成された統計データについて、何らの制限なく利用することができることに、利用団体、管理者及びユーザーはあらかじめ承諾するものとします。なお、当社は、法律上の根拠に基づき要求された場合及び、当社が定めるプライバシーポリシーに定める内容を除き、利用団体、管理者及びユーザーの個人情報を特定できる情報について第三者に開示しないものとします。
2. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第26条（委託）

当社は、利用団体、管理者及びユーザーに対する本システムの提供に関して必要となる業務の全部又は一部について、当社と提携する第三者に対して委託することができるものとします。

第27条（協議）

1. 本規約に定めのない事項については、当社と利用団体との協議によって定めるものとします。
2. 本規約の各条項に疑義が生じた場合には、当社と利用団体間で双方誠意をもって協議するものとします。

第28条（分離可能性）

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第29条（準拠法及び管轄）

本規約は日本法に基づいて解釈され、本規約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とします。

附則

2023年4月1日 制定・施行

2023年4月19日 改定

2024年3月15日 改定

(別紙)

著作権法第35条について

このシステム・サービス・製品の全部または一部を複製したり、公衆送信したりする場合には、当社 及びシステム・サービス・製品に掲載されている著作物の著作権者から許諾を得る必要があります。

ただし、著作権法第35条に規定された範囲でご利用いただく際には、だれからも許諾を得る必要はありません。

著作権法第35条では、以下のように規定されています。

- ①「授業目的の複製」は「無許諾・無償」にて可能です。
 - ②「公衆送信のうち、対面授業を別会場で授業を受ける者へ同時中継」することは無許諾・無償にて可能です。
 - ③「②以外のあらゆる授業目的公衆送信」は無許諾・有償（補償金支払い）にて可能です。
- ③の公衆送信を行う場合には、学校設置者が一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に届出を行い、補償金を支払う必要があります。

なお、適用を受けるためには、少なくとも以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ①対象となる場が、学校その他の教育機関（非営利に限る）における授業の過程であること。
- ②複製・公衆送信の主体が、授業者またはその授業の履修者であること。
- ③利用するのは公表された著作物で、授業に必要と認められる限度内の部分、部数であること。したがって公衆送信の場合の受信者は、授業者およびその授業の履修者に限定されていること。
- ④著作権者の利益を不当に害しないこと（利用できるのは基本的に小部分。また、もともと児童生徒分を1人ずつ購入することが前提の商品をそのように購入しないで利用する場合は、「不当に害する」可能性が高い）。

利用方法のさらなる具体的な範囲、著作権法第35条の運用指針（ガイドライン）、補償金制度等についてはSARTRASのWebページ（<https://sartras.or.jp/>）をご参照ください。